

# 【お知らせ】都市計画法に基づく開発許可制度の一部が改正されます（令和4年4月1日施行）

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法に基づく開発許可制度の一部が改正されます。  
（令和4年4月1日施行）

**参考** 国土交通省ホームページ

- ・「安全で魅力的なまちづくりを進めるための都市再生特別措置法等の改正について」  
([https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_tk\\_000070.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html))
- ・「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正に関する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて（技術的助言）」  
([https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/02.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/02.pdf))
- ・「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号（通称「流域治水関連法」））  
([https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki\\_hoan/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html))

〈羽曳野市における法改正概要〉

## （1）法第33条第1項第8号

- [現行] 災害レッドゾーン（※1）において、非自己用施設の開発を原則禁止  
⇒ [改正] 自己業務用の施設（※2）の開発を原則禁止する区域に追加

## （2）法第34条第8号の2

- [新設] 市街化調整区域内の災害レッドゾーン（※1）内にある住宅や施設が、同一の市街化調整区域の災害レッドゾーン（※1）外に移転する場合について、開発が許可される特例（従前の住宅や施設の用途、規模等と同様のもの）

## （3）法第34条第12号

- [現行] 市街化調整区域においても、市街化促進のおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難等と認められ、地方公共団体が条例で区域等を定めていれば開発が可能  
⇒ [改正] 開発が可能な区域から、災害レッドゾーン（※1）及び浸水ハザードエリア等（※3）の除外を徹底

## （4）法第34条第14号

[技術的助言（R3.4 発出）]

開発審査会の議を経て許可する案件についても、改正の趣旨を踏まえ、法第34条第12号と同様の対策を求める

※1：災害レッドゾーン

- 災害危険区域（建築基準法）
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- 浸水被害防止区域（特定都市河川法） → 区域なし（R3.9時点）

※2：店舗・病院・社会福祉施設・旅館・ホテル・工場等

※3：浸水ハザードエリア等

- 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）
- 浸水想定区域（水防法）のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア → 浸水深3m以上

問合せ先：羽曳野市都市開発部建築指導課開発担当

電話 072-958-1111 内線（2512・2513・2514）